調布市こころの健康支援センター空調更新工事

図面番号	図面名称	縮尺
M-00	表紙・図面ﾘｽﾄ	N・S
M-01	特記仕様書1	N・S
M-02	特記仕様書2	N・S
M-03	特記仕様書3	N・S
M-04	特記仕様書4	N・S
M-05	特記仕様書5	N・S
M-06	配置図・仮設計画図・案内図	1/300, N・S
M-07	機器表（新設）	N・S
M-08	機器表（既存）	N・S
M-09	系統図	N・S
M-10	（本館）空調1階平面図	1/200
M-11	（本館）空調2階平面図	1/200
M-12	（別館）空調1, 2, R階平面図	1/200

設計図承認日：令和8年3月26日

特記仕様書

第１編　共通事項

第１章　工事概要

1.1　工事件名　　調布市こころの健康支援ｾﾝﾀｰ空調更新工事

1.2　工事場所　　調布市布田5丁目46番地1

1.3　工事概要　：・ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ空調機の更新。

1.4　建物概要

建物名称	調布市こころの健康支援ｾﾝﾀｰ
敷地面積	3,451.83㎡
建築面積	（本館）772.18㎡，（別館）163.40㎡
延床面積	（本館）1,189.66㎡，（別館）242.23㎡
構造	（本館）RC造，（別館）RC造
階数	（本館）地上2階建・地下1階建，（別館）地上2階建・地下1階建

1.5　工事種目別概要

(1)空調設備工事

・（本館）ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ空調機（4系統）の更新。

・（別館）ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ空調機（1系統）の更新。

(2)電気設備工事

・上記空調設備工事に伴う配管，配線工事

・本工事は，現場閉所により実施する「週休2日制工事」ではない。

・気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において，環境省が公表する「関東地方_東京_府中地点」におけるWBGT値が31以上となり，かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し，又は現場を閉所した時間を算定し，日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））があった場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

第２章　一般事項

調布市では，環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑを運営し，調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には，受注者の協力が不可欠であることから，受注者は，工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり，本制度の趣旨の理解に努め，地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1　適用範囲

(1) 本特記仕様書では，「令和5年版　東京都（建築・電気設備・機械設備）工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については，標準仕様書のとおり施工する。

(2) 本工事は，設計図書に従い施工することとするが，設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。

(3) 本特記仕様書の各項目における●については，本工事において適用させるものであることを示す。

2.2　特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については，その有無を事前に十分調査する。

2.3　成績評定について

調布市請負工事成績評定要綱（平成17年3月3日要綱第15号）に基づく工事成績評定については，次による。

●　対象

2.4　工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては，「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.5　各種点検，調査，見学会等への協力

(1) 監督員または監督員以外の職員が，施工体制，現場管理，施工管理等の適正化を図るために各種点検，調査等を行う場合，もしくは現場見学会等を開催する場合は，受注者はこれに立ち会い協力しなければならない。

(2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

(3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

2.6　設計変更等

設計変更等については，工事請負契約書第17条から23条までに記載しているところであるが，具体的な考え方や手続きについては，「工事請負契約設計変更ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（建築工事編）」（東京都）によることとする。

「工事請負契約設計変更ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(建築工事編)」(東京都)については，東京都財務局ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞを参照する。

2.7　読み替え

標準仕様書中，「東京都契約事務規則第37条第1項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と，「東京都検査事務規程第2条第2号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と，「東京都の競争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。

また，「受注者等提出書類処理基準」とあるのは「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。

第４章　施工区分

4.1　工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは，次による。

●　発注者の支給とする。

第２編　工種別事項

第１章　一般事項

第１節　総則

1.1.1　官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）

工事の着手，施工又は完了に当たり，労働安全衛生法第88条第1項のほか，関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上，これを遅滞なく行う。

1.1.2　現場代理人，監理技術者，監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）

(1) 本工事が調布市議会上程案件の場合，調布市議会で可決され契約を締結するまで，配置予定の監理技術者，監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者」という。 ）は，他の工事に専任で従事することができる。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は，次の期間については工事現場への専任を要しない。

ｱ　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）。
当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

ｲ　工事用地等の確保が未了，自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により，工事を全面的に一時中止している期間
当該期間については，請負契約の締結後，監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

ｳ　橋梁，ﾎﾟﾝﾌﾟ，ｹﾞｰﾄ，ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ，発電機・配電盤等の電機品等の工場制作を含む工事全般について，工場制作のみが行われている期間，当該期間については，請負契約の締結後，監督員と協議の上，書面において定める。
なお，当該工場製作過程において，同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで政策が可能である場合は，同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

ｴ　工事完了後，検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。），事務手続，後片付け等のみが残っている期間

(3) 専任の監理技術者等が，技術研さんのための研修，講習，試験等への参加，休暇の取得，その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては，適切な施工ができる体制を確保するとともに，その体制について，元請の監理技術者等の場合は発注者，下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として，差し支えない。

1.1.3　工事の下請負（標準仕様書1.1.1.6）

一般ガス導管事業者が受注したガス工事については，標準仕様書「1.1.1.6工事の下請負」(1)及び工事請負契約書第５条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。

1.1.4　工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）

契約金額が500万円以上の工事については，工事実績情報ｼｽﾃﾑ(ｺﾘﾝｽﾞ)に基づく工事実績情報の登録を行う。
登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後，標準仕様書に示す期間内に一般 財団法人日本建設情報総合ｾﾝﾀｰ（以下「JACIC」という。）に登録する。
なお，工事実績情報ｼｽﾃﾑ（ｺﾘﾝｽﾞ）への技術者ﾃﾞｰﾀの登録にあたり，現場代理人の「従事期間」は現場への常駐期間，監理技術者等の「従事期間」は配置期間を原則とする。
【登録先】　JACICのﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ「ｺﾘﾝｽﾞ・ﾃｸﾘｽ」を参照すること。

1.1.5　施工体制台帳等（標準仕様書1.1.1.10）

施工体系図には，一次下請人となる警備会社の商号又は名称，現場責任者名，工期を記載する。

1.1.6　関連工事等の調整（標準仕様書1.1.1.11）

本工事の施工に伴う別契約の関連工事は、次のとおりである。

●　なし

1.1.7　建設副産物の処理（標準仕様書1.1.1.16）

(1) 建設副産物の取扱は，次による。

ｹ　ﾏﾆﾌｪｽﾄ等の提示

(ｱ) ﾏﾆﾌｪｽﾄの提示
受注者は，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45 年法律第137 号）に基づき，廃棄物管理票（以下「ﾏﾆﾌｪｽﾄ」という。）又は電子ﾏﾆﾌｪｽﾄを利用し，適正な運搬、処理を行う。
ﾏﾆﾌｪｽﾄ（紙）のうち，受注者（排出事業者）が保管すべきものについて，ﾌｧｲﾙに整理し施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

(ｲ) 集計表の提出
受注者は,ﾏﾆﾌｪｽﾄの枚数,産業廃棄物の数量,運搬日等を記録した集計表を作成し,監督員に提出する。

(ｳ) ﾘｻｲｸﾙ伝票の提示
受注者は，建設廃棄物を搬出する場合においてﾏﾆﾌｪｽﾄを交付する必要のない品目（再生利用認定制度，個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については，「ﾘｻｲｸﾙ伝票」(写しでもよい)を監督員に提示する。
その様式は，受注者が定めるもの，運搬業者が定めるもの，再資源化業者が定めるもの等による。
（具体的には，再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なﾏﾆﾌｪｽﾄの交付が不要な再生が対象となる。）

(ｴ) ﾘｻｲｸﾙ証明書の提示
受注者は,建設廃棄物をｾﾒﾝﾄ等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には,ｾﾒﾝﾄ工場等の建設資材製造施設，製鉄所等が発行したﾘｻｲｸﾙ証明書(写しでもよい)を監督員に提示する。

(2) 建設副産物の処理は、次による。

ｱ　現場において再使用，再生利用及び再生資源化を図るものは，次による。

(ｱ) 有価物の取扱い
建設副産物のうち，有価物については自由処分とする。受注者は処分後，売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出する。
また，有価物として処分できない場合には，事前に監督員に協議の上，建設廃棄物として処分することができる。
なお，建設廃棄物として処分する場合には，(ｳ)の規定による。（有価物の取扱いについては，「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日環循規発第　2104141号）等を参照する。）

ｲ　せっこうﾎﾞｰﾄﾞの処理方法は，次による。

(ｱ) せっこうﾎﾞｰﾄﾞの撤去に際しては，せっこうﾎﾞｰﾄﾞの裏面に印刷されている製造会社名等により，石綿・ひ素・ｶﾄﾞﾐｳﾑ等の含有の有無を確認し，監督員に報告する。
含有が確認された場合には，関係法令に基づき適切に処理するとともに，監督員に処理について協議を行う。

(ｲ) (ｱ)以外のせっこうﾎﾞｰﾄﾞの処理は次による。

●　最終処分場とする。

1.1.8　過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）

本工事における過積載の防止については，標準仕様書によるほか，「過積載防止対策ﾏﾆｭｱﾙ」（東京都財務局）によるものとする。
「過積載防止対策ﾏﾆｭｱﾙ」については，東京都財務局ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞを参照する。

1.1.9　保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）

本工事において，受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また，当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。
※　法定外の労災保険とは，公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり，国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第２節　工事関係図書

1.2.1　実施工程表（標準仕様書1.1.2.1）

(1) 着工に先立ち，工程表（全体・月間・週間）を作成し監督員に提出すること。

※　全体工程表については，ﾈｯﾄﾜｰｸ工程表とすること。

1.2.3　工事の記録等（標準仕様書1.1.2.4）

(1) 工事記録写真の撮影は，別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。
また，工事記録写真撮影計画書の作成は，次による。

●　作成する。

(2) 写真帳の提出は，次による。

●　提出する。

なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だって整理し、必要に応じてｷｰﾌﾟﾗﾝ、説明図を添付したものである。

(3) ﾃﾞｼﾞﾀﾙ工事写真の小黒板情報電子化（以下，「電子黒板」という。）は次による。
受注者が電子黒板の導入を希望する場合，工事施工前に監督員へ申請し，承諾を得るものとし，電子黒板対象工事（以下，「対象工事」という。）とすることができる。
なお，申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びｿﾌﾄｳｪｱ等（以下，「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。

ｱ　対象機器の導入
使用機器について，「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第２章写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。
なお，信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは，「電子政府における調達のために参照すべき暗号のﾘｽﾄ（CRYPTREC暗号ﾘｽﾄ）」に記載されている技術を使用することをいう。
「電子政府における調達のために参照すべき暗号のﾘｽﾄ（CRYPTREC暗号ﾘｽﾄ）」については，CRYPTRECﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞを参照する。

ｲ　対象工事において，高温多湿，粉じん等の現場条件の環境により，使用機器を用いることが困難な工種については，この限りではない。

ｳ　使用機器の事例として，「ﾃﾞｼﾞﾀﾙ工事写真の小黒板情報電子化対応ｿﾌﾄｳｪｱ」を参考にする。
ただし，この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
「ﾃﾞｼﾞﾀﾙ工事写真の小黒板情報電子化対応ｿﾌﾄｳｪｱ」については，JACICﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞを参照する。

ｴ　本工事における小黒板情報の電子的記入の取扱いは，「財務局工事記録写真撮影要領」(東京都財務局)によるが，「第3章　写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

第３節　工事現場管理

1.3.1　施工条件（標準仕様書1.1.3.4）

(1) 施工条件は，次による。

ｱ　機器の撤去・新設については，事前に作業内容等を施設管理者と調整し,施工日時の決定をすること。

ｲ　工事着手及び施工時間帯については，施設運営に支障をきたさないよう，監督員と協議のうえ決定すること。

ｳ　工事中は，施設利用者，周辺道路の通行者及び施設関係者等の安全に留意し事故のないように十分に気を付けて施工すること。

ｴ　騒音作業及び振動作業は，事前に施工方法及び作業日程を調整のうえ実施すること。

ｵ　資材及び廃材の搬出入路，搬入時間等については，施設管理者と協議のうえ決定すること。

ｶ　契約書第34条の規定による部分使用は受注者の承諾を得て善良なる管理者の注意をもって行う。

ｷ　ｱﾝｶｰ，はつり補修を行う際の使用機器は，集塵機能付の機器を使用すること。

ｸ　工事日程については，施設運営に支障が生じないよう協議のうえ，作業を行うこと。

1.3.2　施工中の安全確保（標準仕様書1.1.3.6）

「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については，次による。

●　本工事の受注者を指名しない。

なお,この場合における指名への同意については,本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
また，「労働安全衛生法」第15条，第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は，速やかにその写しを監督員に提出する。

ｱ　統括安全衛生責任者

ｲ　元方安全衛生管理者

ｳ　店社安全衛生管理者

1.3.3　石綿含有建材等の取扱い（標準仕様書11.1.3.2）

石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては，標準仕様書「11.1.3.2 石綿含有建材の取扱い」及び「東京都建築工事標準仕様書　第29章　石綿除去工事」の当該事項による。

(1) 本工事の対象である建築物その他の施設において,石綿が含有していることが判明している建材等は,次による。

●　なし

(2) 新築,改築,増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は,同様の調査を行う。
なお,事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。

ｱ　建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日　厚生労働省　国土交通省　環境省告示第１号　令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）

ｲ　（一社）日本ｱｽﾍﾞｽﾄ調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたもの
ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。また，事前調査の結果について，法令に基づき，報告対象となる場合は，石綿の使用の有無に関わらず，原則として「石綿事前調査結果報告ｼｽﾃﾑ」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。
また，報告した旨を示す資料（ｼｽﾃﾑ登録時の確認ﾒｰﾙ等）を監督員に提示すること。
なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

（参考）　【報告対象となる工事】

ｱ　建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日　厚生労働省　国土交通省　環境省告示第１号

ｲ　請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事

ｳ　請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は，石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。

※事前調査結果の報告は原則として，「石綿事前調査結果報告ｼｽﾃﾑ」に登録し，一括で行うこととなっている。
詳細は，厚生労働省HP「石綿総合情報ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ」，東京都環境局HP「東京都ｱｽﾍﾞｽﾄ情報ｻｲﾄ」等を参照 (3) 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には，追加の事前調査を行う。なお，新たに分析調査を行う場合は，施工条件の変更とみなすことができることとする。

(3) 石綿含有ｶﾞｽｹｯﾄ，ﾊﾟｯｷﾝ等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては，「石綿障害予防規則」，「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し，適切に処理する。
工事場所や規模に応じて，都，区，市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。

第４節　機器及び材料

1.4.1　環境への配慮（標準仕様書1.1.4.1）

(1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目，特定調達品目及び調達推進品目（以下，「環境物品等」という。）の調達等は，原則として，次による。
「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については，東京都都市整備局ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞを参照する。

ｱ　本工事で指定する環境物品等は，次による。

(ｱ)　特別品目

- ○　高効率空調用機器（熱源機器）
- ○　高効率空調用機器（熱源以外の空調機器）
- ●　ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式空気調和機
- ●　環境配慮形(EM)電線・ｹｰﾌﾞﾙ
- ○　RoHS指令対応電線・ｹｰﾌﾞﾙ
- ○　低VOC塗料
- ○　ｴｺｾﾒﾝﾄを用いたｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品
- ○　電気便座（温水洗浄便座及び暖房便座）

(ｲ)　特定調達品目

- ○　吸収冷温水機
- ○　氷蓄熱式空調機器
- ○　ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式空気調和機
- ○　空調用送風機
- ○　空調用ﾎﾟﾝﾌﾟ
- ○　排水・通気用再生硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管
- ○　衛生器具（自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器、洋風便器）
- ○　太陽熱利用ｼｽﾃﾑ
- ○　燃料電池
- ○　ｴﾈﾙｷﾞｰ管理ｼｽﾃﾑ
- ○　節水器具（節水ｺﾏ、定流量弁、泡沫ｷｬｯﾌﾟ、流量調整弁）
- ○　給水栓　（節水ｺﾏ内蔵水栓，定流量弁内蔵水栓，泡沫機能付水栓，時間止め水栓，定量止め水栓，自動水栓（自己発電機構付），自動水栓（AC100Vﾀｲﾌﾟ・乾電池式），手元止水機構を有する水栓，自動水栓（自己発電機構付），自動水栓（AC100Vﾀｲﾌﾟ・乾電池式），手元止水機構を有する水栓，小流量吐水機構を有する水栓，水優先吐水機構を有する水栓）

ｲ　受注者は，ｱ以外のもので「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は，性能，使用の有効性，品質確保等について証明し，監督員の承諾を受けた上で，それを使用することができる。

ｳ　受注者は，環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）ﾁｪｯｸﾘｽﾄ」を作成し，施工計画書に添付するなどして監督員に提出し，確認を受ける。
なお、ﾁｪｯｸﾘｽﾄは、東京都都市整備局ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで最新版をを参照すること。

1.4.2 室内空気汚染対策等

(1)　対象物質
対象物質は，VOCのうちﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ，ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ，ﾄﾙｴﾝ，ｷｼﾚﾝ，ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ，ｽﾁﾚﾝ，ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ，ﾃﾄﾗﾃﾞｶﾝ，ｸﾛﾙﾋﾟﾘﾎｽ，ﾌｪﾉﾌﾞｶﾙﾌﾞ，ﾀﾞｲｱｼﾞﾉﾝ，ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-n-ﾌﾞﾁﾙ，ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙの13物質とする。

(2)　対象箇所等
対象室は，基本的に全ての室とし，建物の用途については特に限定しない。（室に合板類，ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ，壁紙等の内装材料等を多量に使用することにより，または，ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ，ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ，幅木等に接着剤を多量に使用することにより，VOCが多量に放散される恐れがある場合には本対策による。）

(3)　建材及び施工材の選定
建材及び施工材の選定においては，対象物質を放散しないか，放散が十分少ないものを日本農林規格（JAS），日本産業規格（JIS）及びSDS（安全ﾃﾞｰﾀｼｰﾄ)等参考にして，適切に選択する。

(4)　換気設備
建築基準法の基準を満足するだけではなく，室内空気中化学物質濃度が十分に低減できるような換気設備とする。特に非空調室の施工においては，敷地状況，地域の気象条件及び材料の使用状況等を踏まえて，自然換気を取り入れたり，必要に応じて機械換気を行う等，換気計画に十分配慮する。

(5)　使用材料の立会い検査
原則として，使用材料の搬入時に監督員による立会い検査を実施し，設計図書に指定したものまたは同等品以上であることを確認する。具体的には，ホルムアルデヒド放散等級等について，製品やその包装の表示マークまたは国土交通大臣の認定書等により確認するものとする。

(6)　使用材料の保管・養生
搬入された使用材料は，開封して通風の良い場所に保管し，化学物質の放散に努める。
また，養生期間を出来る限り長く設けることで，化学物質を放散させる。
養生ｼｰﾄで覆う場合には，通気性のあるものを使用すること。

(7)　施工中の対策
接着剤，塗料等の使用にあたっては，施工方法や塗布量等を十分に管理するとともに，適切な乾燥時間を設ける。
また，施工中及び施工後の通風，換気を十分に行い，室内に発散した化学物質を室外に放出させる。

(8)　施工完了後の対策
対象室の施工が完了し，引渡しをするまでの間，強制換気や必要に応じてﾍﾞｰｸｱｳﾄ等の措置をし，室内空気中の化学物質の低減化を図る。

(9)　建材及び施工材の選定について

ｱ　建材及び施工材は次のものとする。木工事，建具工事，内装工事，ﾕﾆｯﾄ工事等に用いる接着剤は，ﾄﾙｴﾝ等の含有量の少ない規格品とし，接着剤に含まれる可塑剤は，ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-n-ﾌﾞﾁﾙ及びﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙを含まない難揮発性（沸点300℃以上）のものとする。ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散等級が示されているものは，F☆☆☆☆(JIS)または大臣認定とする。

ｲ　木材は工場において加圧式防腐・防蟻処理を行うことを原則とし，十分に乾燥した上で現場搬入する。ただし，現場における加工が生じた場合には，加工した箇所に対して，現場で表面処理用防腐剤または表面処理用防腐・防蟻剤を塗布することができる。なお，表面処理用防腐剤及び表面処理用防腐・防蟻剤は(社)日本木材保存協会の認定品または同等品以上とし，ｸﾛﾙﾋﾟﾘﾎｽ，ﾀﾞｲｱｼﾞﾉﾝ及びﾌｪﾉﾌﾞｶﾙﾌﾞを含有しない非有機ﾘﾝ系とする。

ｳ　塗料は，水性系（ｴﾏﾙｼｮﾝ系）で環境配慮型のものを原則とし，ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散等級が示されているものは，
F☆☆☆☆(JIS)または大臣認定とする。なお，室内に使用する塗料は，有害金属（鉛，ｸﾛﾑ類），ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ，
ｸﾛﾙﾋﾟﾘﾎｽ，ﾄﾙｴﾝを配合せず，重金属類0.05%以下，VOC5%以下のものとする。

ｴ　内装材に用いる集成材及び合板類，単板積層材は，ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散等級がF☆☆☆☆（JAS）のもの
または大臣認定品とし，非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤（JAS）及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散しない塗料（JAS）を
使用したものとする。ﾊﾟｰﾃｨｸﾙボード及びMDFは，ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散等級がF☆☆☆☆(JIS)のもの，
または大臣認定品とする。通気性がある畳，ｶｰﾍﾟｯﾄ等の下地板も同様とする。

ｵ　弾性ｳﾚﾀﾝ塗床及びｴﾎﾟｷｼ樹脂塗床に使用する塗料は，ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散等級がF☆☆☆☆　(JIS)のもの，
または大臣認定品とする。

ｶ　ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞは，ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散等級がF☆☆☆☆（JAS）のものまたは接着剤等不使用（JAS）のもの，
または大臣認定品とする。

1.4.3　機材の検査等（標準仕様書1.1.4.5）

本工事に使用する機材は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、
合格したものを使用する。

第５節　施工

1.5.1　排出ガス対策型建設機械（標準仕様書1.1.5.6）

次の建設機械には，排出ガス対策型のものを用いる。

一般工事用建設機械（ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力7.5～260kW）

(1) ﾊﾞｯｸﾎｳ

(4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）

(7) ﾎｲｰﾙｸﾚｰﾝ（ﾗﾌﾃﾚﾝｸﾚｰﾝ）

（道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

1.5.2　低騒音・低振動型建設機械（標準仕様書1.1.5.7）

(1)　次の建設機械には，低騒音型のものを用いる。

ア ﾊﾞｯｸﾎｳ

エ ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ，ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ及びﾎｲｰﾙｸﾚｰﾝ

シ 発動発電機

1.5.3　化学物質の濃度測定（標準仕様書1.1.5.8）

化学物質の濃度測定は，次による。

●　測定は行わない。

第６節　しゅん功図等

1.6.1　完了時の提出図書（標準仕様書1.1.7.1）

(1) しゅん功図は，作成する。（「1.6.2　しゅん功図」による。）

(2) しゅん功写真の作成は，次による。

●　作成しない。

(3) 保全に関する資料は，作成する。

1.6.2　しゅん功図（標準仕様書1.1.7.2）

しゅん功図の種類，内容及び提出部数は，次による。

(1) 様式

しゅん功図の原図の様式は,設計図書に準じた寸法，縮尺,文字,図示記号等を用い,JWCADで作成したものとする。

（製作図をしゅん功図として提出する場合は，その原図を省略することができる。）

(2) 提出部数

ア　電子ﾃﾞｰﾀ版　　(CD-R等)　　1　部

1.6.3　保全に関する資料（標準仕様書1.1.7.3）

(1) 保全に関する資料の作成内容等は，次による。

7　その他の保全に関する資料

●　鍵・備品・工具ﾘｽﾄ

●　保証書

●　建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書，装置の運転説明書等）

※１部提出すること。

1.6.4　電子納品　（標準仕様書　1.1.7.4）

(1) 設計図CADﾃﾞｰﾀの貸与の適用は，次による。

●　貸与する。ただし，貸与するﾃﾞｰﾀを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に
使用してはならない。

(2) 電子黒板を用いた写真（以下，「電子黒板写真」という。）の納品については，次による。

電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したﾋﾞｭｰｱｿﾌﾄは，工事完成時に電子納品対象成果物として納品する。

なお，納品時にJACICが提供しているﾁｪｯｸｼｽﾃﾑ（信憑性ﾁｪｯｸﾂｰﾙ）等を用いて，電子黒板写真の
信憑性確認を行い，その結果を書面で監督員に提出する。

JACICが提供しているﾁｪｯｸｼｽﾃﾑ（信憑性ﾁｪｯｸﾂｰﾙ）については，JACICﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞを参照する。

第２章　工事種目別特記事項

(1)　標準仕様書で「特記による。」とされている事項は，次による。なお，各事項の番号，
名称は，標準仕様書の該当項目を指す。

2.1.1　養生範囲

各室内，机上，廊下等の屋内作業箇所，作業通路・搬入通路の養生及び清掃を行うこと。

2.1.2　養生方法及び清掃

屋内作業箇所，搬入通路等の養生は，ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ，合板等の適切な方法で行うこと。

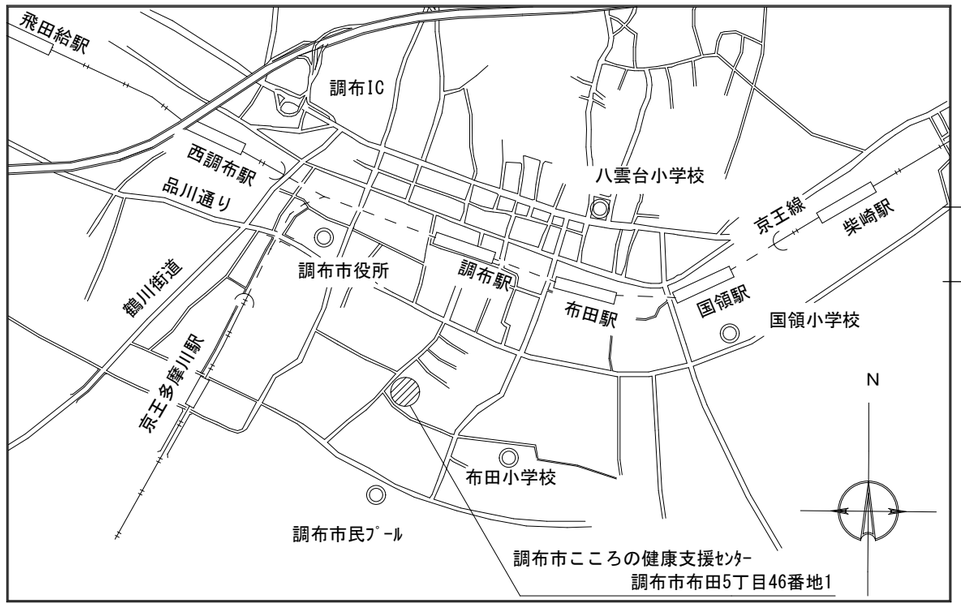

案内図　S=N・S

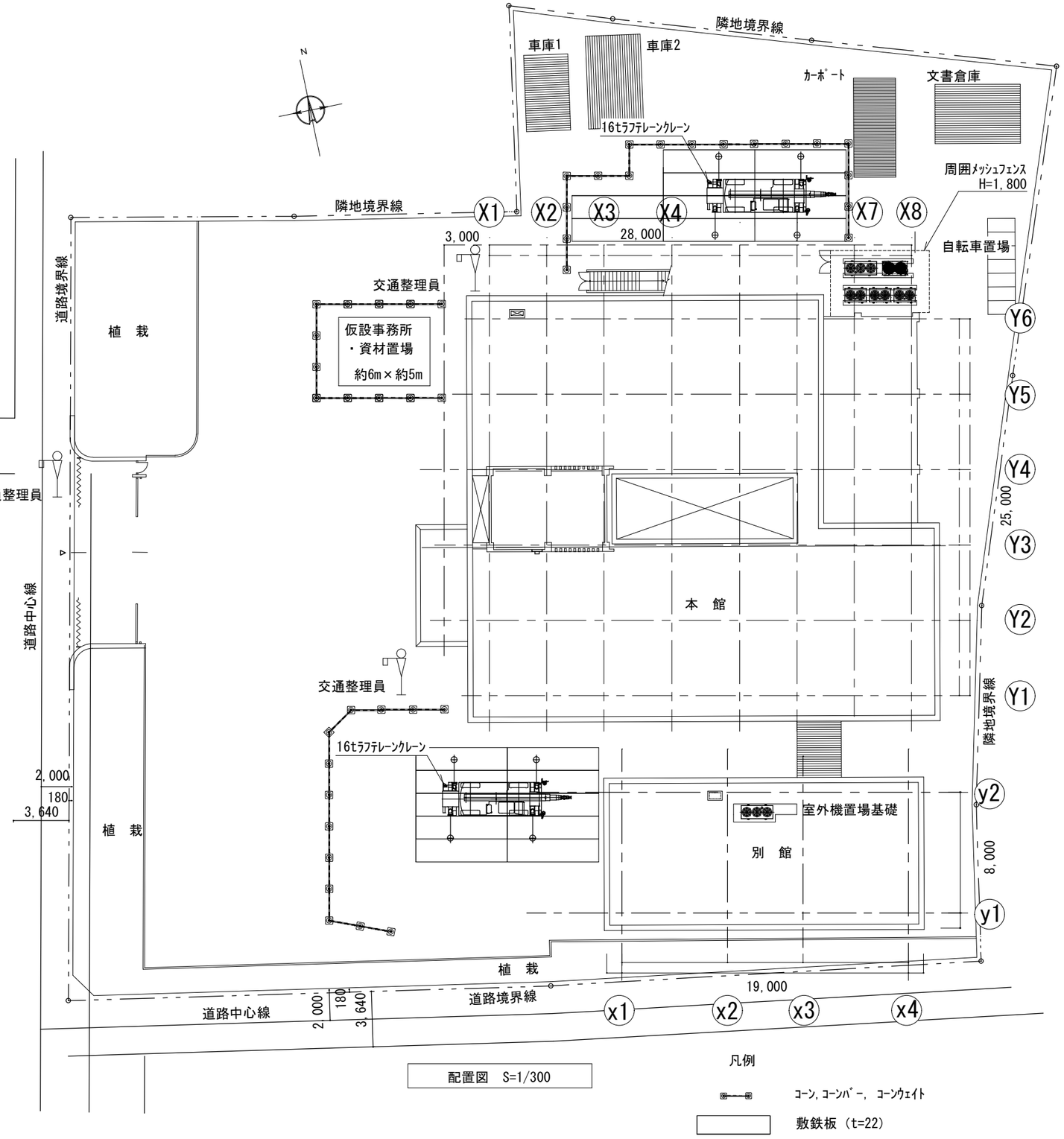

配置図　S=1/300

令和7年度	令和8年3月	調布市総務部営繕課	調布市こころの健康支援センター 空調更新工事	案内図 配置図・仮設計画図	S=N・S S=1/300	M-06

機器表（新設）

記号	名称	設置場所	機器仕様	台数	電源 φ	電源 V
GHP-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	屋外地上	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ　ﾘﾆｭｰｱﾙ対応（13HP）R410A（封入量：9.0kg+α）	1	1	200
	（1階 職員室系統室外機）	設備機器ｽﾍﾟｰｽ	質量：595kg, 付属品：室外機単相ｷｯﾄ			
			冷房能力：35.5kW , 暖房能力：40.0kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液φ12.7 , ｶﾞｽφ25.4			
GHP-1-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階　職員室	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄ形（3.0HP）	2	1	200
	（室内機）		冷房能力：8.0kW , 暖房能力：9.0kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液φ9.5, ｶﾞｽφ15.9			
			風量：急 24.5m3/min,強 18.5m3/min,弱 12.5m3/min			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
GHP-1-2	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階　ｵｰﾌﾟﾝﾙｰﾑ	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（2.0HP）	4	1	200
	（室内機）		冷房能力：5.6kW , 暖房能力：6.3kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液φ6.4 , ｶﾞｽφ12.7			
			風量：急 15.5m3/min,強 13.5m3/min,弱 11m3/min			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
GHP-2	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	屋外地上	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ　ﾘﾆｭｰｱﾙ対応（10HP）R410A（封入量：9.0kg+α）	1	1	200
	（1階 支援室系統室外機）	設備機器ｽﾍﾟｰｽ	質量：550kg, 付属品：室外機単相ｷｯﾄ			
			冷房能力：28.0kW , 暖房能力：31.5kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液φ9.5 , ｶﾞｽφ22.2			
GHP-2-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階　支援室	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（4.0HP）	1	1	200
	（室内機）		冷房能力：11.2kW , 暖房能力：12.5kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液φ9.5 , ｶﾞｽφ15.9			
			風量：急 31.5m3/min,強 23.5m3/min,弱 16m3/min			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
GHP-2-2	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階　相談室①	2方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（1.6HP）	4	1	200
	（室内機）	1階　相談室②	冷房能力：4.5kW , 暖房能力：5.0kW			
		1階　相談室③	配管ｻｲｽﾞ：液φ6.4 , ｶﾞｽφ12.7			
		1階　休憩室	風量：急 12.0m3/min,強 10.5m3/min,弱 8.5m3/min			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ﾜｲﾄﾞﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
GHP-3	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	屋外地上	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ　ﾘﾆｭｰｱﾙ対応（10HP）R410A（封入量：9.0kg+α）	1	1	200
	（1階 団体室系統室外機）	設備機器ｽﾍﾟｰｽ	質量：550kg, 付属品：室外機単相ｷｯﾄ			
			冷房能力：28.0kW , 暖房能力：31.5kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液φ9.5 , ｶﾞｽφ22.2			
GHP-3-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階　団体室①	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（2.5HP）	2	1	200
	（室内機）	1階　団体室②	冷房能力：7.1kW , 暖房能力：8.0kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液管 φ9.5 , ｶﾞｽ管 φ15.9			
			風量：急 20.0m3/min,強 16.0m3/min,弱 12.5m3/min			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
GHP-3-2	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階　ﾎｰﾙ	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（2.0HP）	2	1	200
	（室内機）		冷房能力：5.6kW , 暖房能力：6.3kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液φ6.4 , ｶﾞｽφ12.7			
			風量：急 15.5m3/min,強 13.5m3/min,弱 11m3/min			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			

記号	名称	設置場所	機器仕様	台数	電源 φ	電源 V
GHP-4	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	屋外地上	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ　ﾘﾆｭｰｱﾙ対応（20HP）R410A（封入量：9.0kg+α）	1	1	200
	（2階 ｵｰﾌﾟﾝｽﾍﾟｰｽ系統室外機）	設備機器ｽﾍﾟｰｽ	質量：705kg			
			冷房能力：56.0kW , 暖房能力：63.0kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液φ15.9 , ｶﾞｽφ28.6			
GHP-4-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	2階　ｵｰﾌﾟﾝｽﾍﾟｰｽ①	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（2.5HP）	2	1	200
	（室内機）		冷房能力：7.1kW , 暖房能力：8.0kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液φ9.5 , ｶﾞｽφ15.9			
			風量：急 20.0m3/min,強 16.0m3/min,弱 12.5m3/min			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
GHP-4-2	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	2階　ｵｰﾌﾟﾝｽﾍﾟｰｽ①	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（2.0HP）	8	1	200
	（室内機）	2階　ｵｰﾌﾟﾝｽﾍﾟｰｽ②	冷房能力：5.6kW , 暖房能力：6.3kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液φ6.4 , ｶﾞｽφ12.7			
			風量：急 15.5m3/min,強 13.5m3/min,弱 11m3/min			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
GHP-5	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	別館屋上	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ　ﾘﾆｭｰｱﾙ対応（16HP）R410A（封入量：9.0kg+α）	1	1	200
	（別館 事務室系統室外機）	設備機器ｽﾍﾟｰｽ	質量：630kg, 付属品：防振架台			
			冷房能力：45.0kW , 暖房能力：50.0kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液φ12.7 , ｶﾞｽφ28.6			
GHP-5-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階　ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽﾙｰﾑ	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（3.2HP）	2	1	200
	（室内機）		冷房能力：9.0kW , 暖房能力：10.0kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液φ9.5 , ｶﾞｽφ15.9			
			風量：急 24.5m3/min,強 20.5m3/min,弱 16m3/min			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
GHP-5-2	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階　準備室	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（1.25HP）	1	1	200
	（室内機）		冷房能力：3.6kW , 暖房能力：4.0kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液φ6.4 , ｶﾞｽφ12.7			
			風量：急 12.5m3/min,強 11.5m3/min,弱 10m3/min			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
GHP-5-3	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	2階　事務室	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（1.6HP）	4	1	200
	（室内機）	（会議室）	冷房能力：4.5kW , 暖房能力：5.0kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液φ6.4 , ｶﾞｽφ12.7			
			風量：急 14.5m3/min,強 13m3/min,弱 11m3/min			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
GHP-5-4	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階　会議室	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（2.0HP）	1	1	200
	（室内機）		冷房能力：5.6kW , 暖房能力：6.3kW			
			配管ｻｲｽﾞ：液φ6.4 , ｶﾞｽφ12.7			
			風量：急 15.5m3/min,強 13.5m3/min,弱 11m3/min			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			

・機器表に記載無き事項は、令和5年版東京都機械設備工事標準仕様書による。
・機器の能力は、JIS8616による定格能力とする。
・グリーン購入法(特定調達物品等)適合品とする。
・新設機器表の電気容量，送風機風量は参考値とする。
・新設機器表の機器外形寸法，質量は参考値とする。

令和7年度	令和8年3月	調布市総務部営繕課	調布市こころの健康支援センター 空調更新工事	機器表（新設）	S=N・S	M-07

機器表（既存）

記号	名称	設置場所	機器仕様	台数	電源 φ	電源 V
ghp-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	屋外地上	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ室外機（13HP相当）R410A（封入量：9.0kg+α）	1	1	200
	（1階 職員室系統室外機）	設備機器ｽﾍﾟｰｽ	冷房能力：35.5kW ， 暖房能力：40.0kW			
	（TGMP355C1N）		配管ｻｲｽﾞ：液φ12.7 ， ｶﾞｽφ25.4			
ghp-1-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階 職員室	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄ形（3.0HP）	2	1	200
	（室内機）		冷房能力：8.0kW ， 暖房能力：9.0kW			
	（TKTP80M7）		配管ｻｲｽﾞ：液φ9.5, ｶﾞｽφ15.9			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
			気化式加湿器（加湿量：0.7kg/h）			
ghp-1-2	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階 ｵｰﾌﾟﾝﾙｰﾑ	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（2.0HP）	4	1	200
	（室内機）		冷房能力：5.6kW ， 暖房能力：6.3kW			
	（TKTP56M7）		配管ｻｲｽﾞ：液φ6.4 ， ｶﾞｽφ12.7			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
			気化式加湿器（加湿量：0.7kg/h）			
ghp-2	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	屋外地上	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ室外機（10HP相当）R410A（封入量：9.0kg+α）	1	1	200
	（1階 支援室系統室外機）	設備機器ｽﾍﾟｰｽ	冷房能力：28.0kW ， 暖房能力：31.5kW			
	（TGMP280C1N）		配管ｻｲｽﾞ：液φ9.5 ， ｶﾞｽφ22.2			
ghp-2-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階 支援室	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（4.0HP）	1	1	200
	（室内機）		冷房能力：11.2kW ， 暖房能力：12.5kW			
	（TKTP112M7）		配管ｻｲｽﾞ：液φ9.5 ， ｶﾞｽφ15.9			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
			気化式加湿器（加湿量：1.2kg/h）			
ghp-2-2	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階 相談室①	2方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（1.6HP）	4	1	200
	（室内機）	1階 相談室②	冷房能力：4.5kW ， 暖房能力：5.0kW			
	（TKTWP45M7）	1階 相談室③	配管ｻｲｽﾞ：液φ6.4 ， ｶﾞｽφ12.7			
		1階 休憩室	付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
			気化式加湿器（加湿量：0.8kg/h）			
ghp-3	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	屋外地上	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ室外機（10HP相当）R410A（封入量：9.0kg+α）	1	1	200
	（1階 団体室系統室外機）	設備機器ｽﾍﾟｰｽ	冷房能力：28.0kW ， 暖房能力：31.5kW			
	（TGMP280C1N）		配管ｻｲｽﾞ：液φ9.5 ， ｶﾞｽφ22.2			
ghp-3-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階 団体室①	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（2.5HP）	2	1	200
	（室内機）	1階 団体室②	冷房能力：7.1kW ， 暖房能力：8.0kW			
	（TKTP71M7）		配管ｻｲｽﾞ：液管 φ9.5 ， ｶﾞｽ管 φ15.9			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
			気化式加湿器（加湿量：0.7kg/h）			
ghp-3-2	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階 ﾎｰﾙ	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（2.0HP）	2	1	200
	（室内機）		冷房能力：5.6kW ， 暖房能力：6.3kW			
	（TKTP56M7）		配管ｻｲｽﾞ：液φ6.4 ， ｶﾞｽφ12.7			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
			気化式加湿器（加湿量：0.7kg/h）			

記号	名称	設置場所	機器仕様	台数	電源 φ	電源 V
ghp-4	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	屋外地上	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ室外機（20HP相当）R410A（封入量：9.0kg+α）	1	1	200
	（2階 ｵｰﾌﾟﾝｽﾍﾟｰｽ系統室外機）	設備機器ｽﾍﾟｰｽ	冷房能力：56.0kW ， 暖房能力：63.0kW			
	（TGMP560C1N）		配管ｻｲｽﾞ：液φ15.9 ， ｶﾞｽφ28.6			
ghp-4-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	2階 ｵｰﾌﾟﾝｽﾍﾟｰｽ①	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（2.5HP）	2	1	200
	（室内機）		冷房能力：7.1kW ， 暖房能力：8.0kW			
	（TKTP71M7）		配管ｻｲｽﾞ：液φ9.5 ， ｶﾞｽφ15.9			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
			気化式加湿器（加湿量：0.7kg/h）			
ghp-4-2	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	2階 ｵｰﾌﾟﾝｽﾍﾟｰｽ①	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（2.0HP）	8	1	200
	（室内機）	2階 ｵｰﾌﾟﾝｽﾍﾟｰｽ②	冷房能力：5.6kW ， 暖房能力：6.3kW			
	（TKTP56M7）		配管ｻｲｽﾞ：液φ6.4 ， ｶﾞｽφ12.7			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
			気化式加湿器（加湿量：0.7kg/h）			
ghp-5	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	別館屋上	ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ室外機（16HP相当）R410A（封入量：9.0kg+α）	1	1	200
	（別館 事務室系統室外機）	設備機器ｽﾍﾟｰｽ	冷房能力：45.0kW ， 暖房能力：50.0kW			
	（TGMP450C1N）		配管ｻｲｽﾞ：液φ12.7 ， ｶﾞｽφ28.6			
			付属品：防振架台			
ghp-5-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階 ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽﾙｰﾑ	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（3.2HP）	2	1	200
	（室内機）		冷房能力：9.0kW ， 暖房能力：10.0kW			
	（TKTP90M7）		配管ｻｲｽﾞ：液φ9.5 ， ｶﾞｽφ15.9			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
			気化式加湿器（加湿量：0.8kg/h）			
ghp-5-2	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階 準備室	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（1.25HP）	1	1	200
	（室内機）		冷房能力：3.6kW ， 暖房能力：4.0kW			
	（TKTP36M7）		配管ｻｲｽﾞ：液φ6.4 ， ｶﾞｽφ12.7			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
			気化式加湿器（加湿量：0.7kg/h）			
ghp-5-3	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	2階 事務室	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（1.6HP）	4	1	200
	（室内機）	（会議室）	冷房能力：4.5kW ， 暖房能力：5.0kW			
	（TKTP45M7）		配管ｻｲｽﾞ：液φ6.4 ， ｶﾞｽφ12.7			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
			気化式加湿器（加湿量：0.7kg/h）			
ghp-5-4	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1階 会議室	4方向吹出天井埋込ｶｾｯﾄﾀｲﾌﾟ（2.0HP）	1	1	200
	（室内機）		冷房能力：5.6kW ， 暖房能力：6.3kW			
	（TKTP56M7）		配管ｻｲｽﾞ：液φ6.4 ， ｶﾞｽφ12.7			
			付属品：化粧ﾊﾟﾈﾙ,ｴｱﾌｨﾙﾀｰ,ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ			
			気化式加湿器（加湿量：0.7kg/h）			

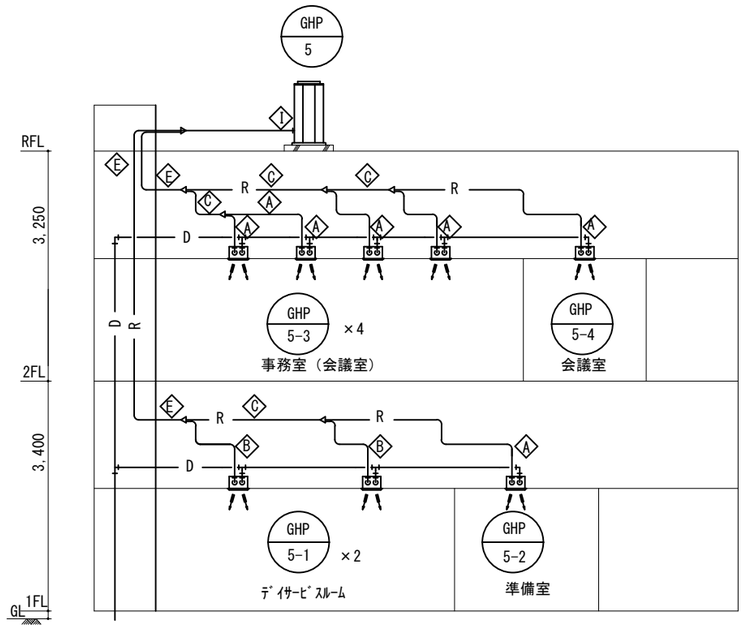

（別 館）配管系統図

冷媒配管ｻｲｽﾞﾘｽﾄ		
記号	液管	ｶﾞｽ管
A	6.35φ	12.70φ
B	9.52φ	12.70φ
C	9.52φ	15.88φ
D	9.52φ	19.05φ
E	12.70φ	19.05φ
F	9.52φ	22.22φ
G	12.70φ	25.40φ
H	15.88φ	25.40φ
I	12.70φ	28.58φ
J	15.88φ	28.58φ
室内外渡り配線（既設再使用） EM-CEE1.25 -2C □（冷媒管共巻）		

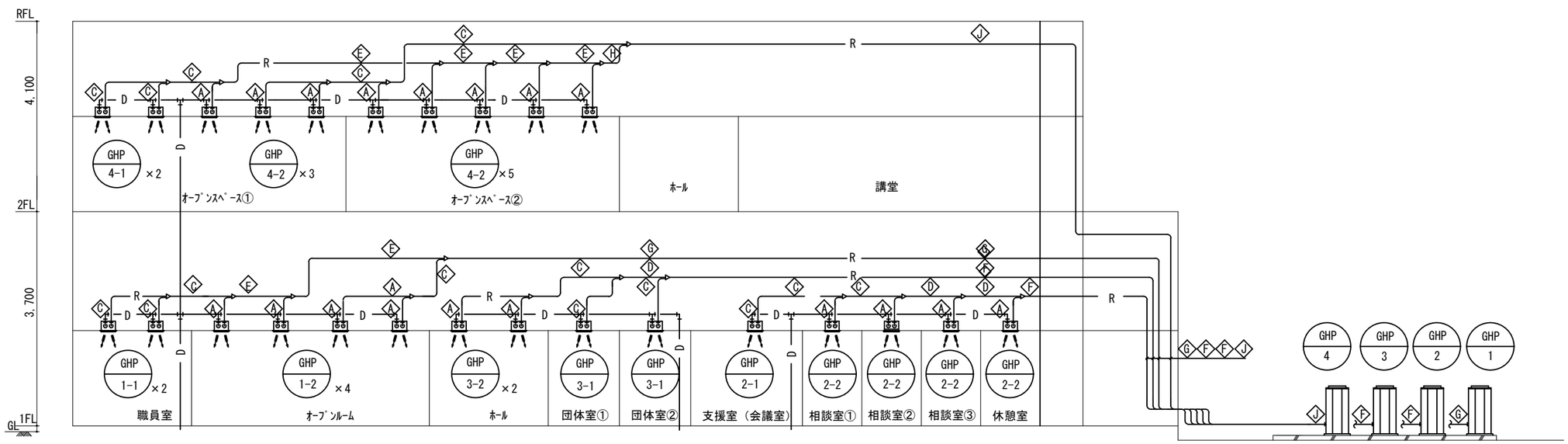

（本 館）配管系統図

令和7年度	令和8年3月	調布市総務部営繕課	調布市こころの健康支援センター 空調更新工事	系統図	S=N・S	M-09

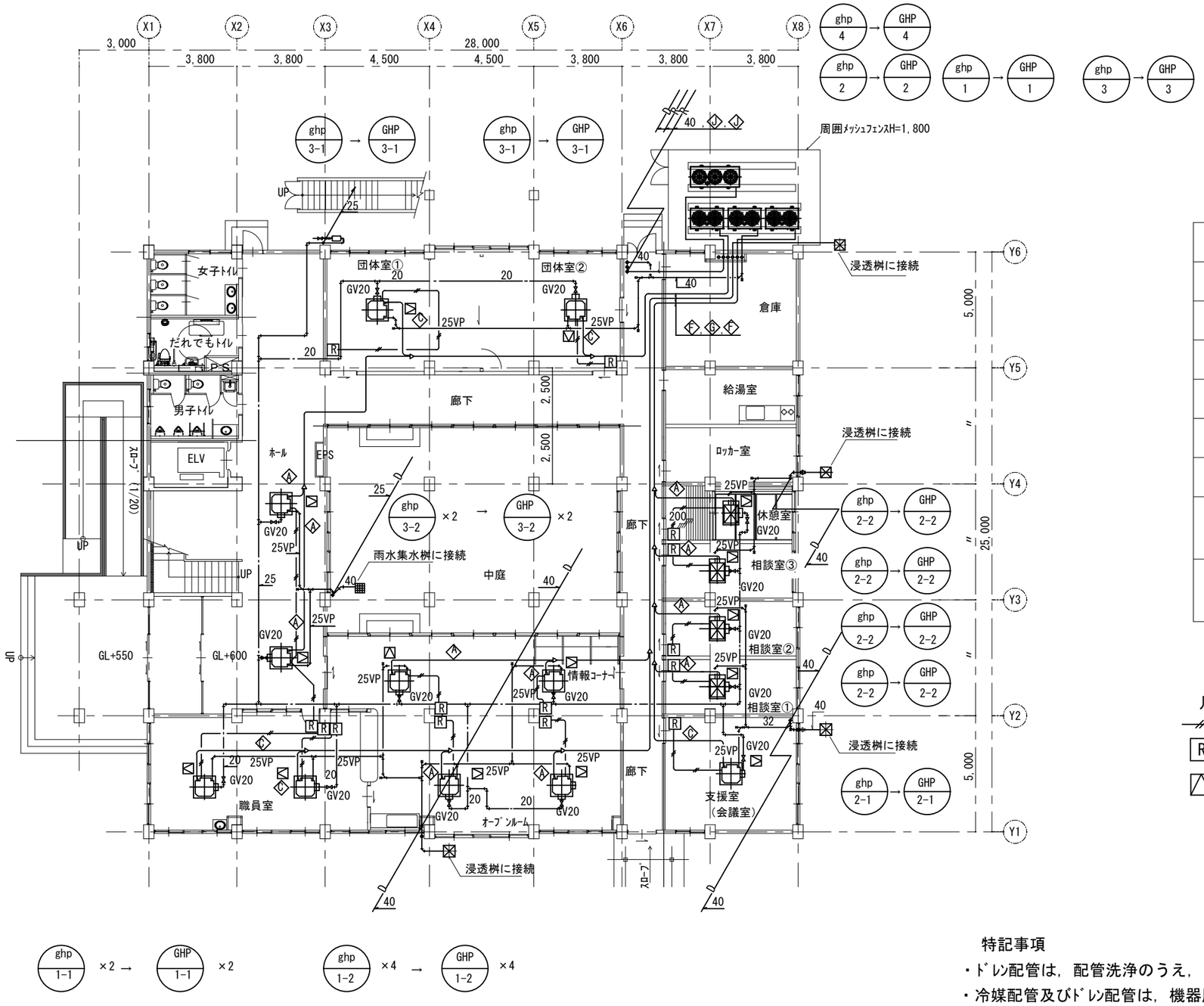

冷媒配管ｻｲｽﾞ ﾘｽﾄ（参考）		
記号	液管	ｶﾞｽ管
A	6.35φ	12.70φ
C	9.52φ	15.88φ
F	9.52φ	22.22φ
G	12.70φ	25.40φ
J	15.88φ	28.58φ

室内外渡り配線：EM-CEE1.25 -2C □
（冷媒管共巻）

電源配線：EM-CE5.5 -3C（G22）
（既設再使用）

凡例

リﾓｺﾝ配線（既設再使用）EM-CEE1.25 -2C

R 手元ﾘﾓｺﾝ

新設天井点検口（450□）（下地開口補強）

（本館）空調１階平面図　S=1/200

特記事項

・ﾄﾞﾚﾝ配管は，配管洗浄のうえ，既設配管再使用とする。
・冷媒配管及びﾄﾞﾚﾝ配管は，機器周囲を接続位置に応じて更新し以降は既設再使用とする。
・工事日程については，施設運営に支障が生じないよう協議のうえ，作業を行うこと。
・室内機更新に伴い，加湿給水管は切り離し，ﾊﾞﾙﾌﾞ箇所でﾌﾟﾗｸﾞ止めとする。
・室外機に繋がる屋外ﾗｯｷﾝｸﾞ（本館4系統分）は，溶融ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛鉄板に更新すること。
・室内機の設置にあたり，耐震振れ止め金具を設置すること。

令和7年度	令和8年3月	調布市総務部営繕課	調布市こころの健康支援センター 空調更新工事	（本館） 空調1階平面図	S=1/200	M-10

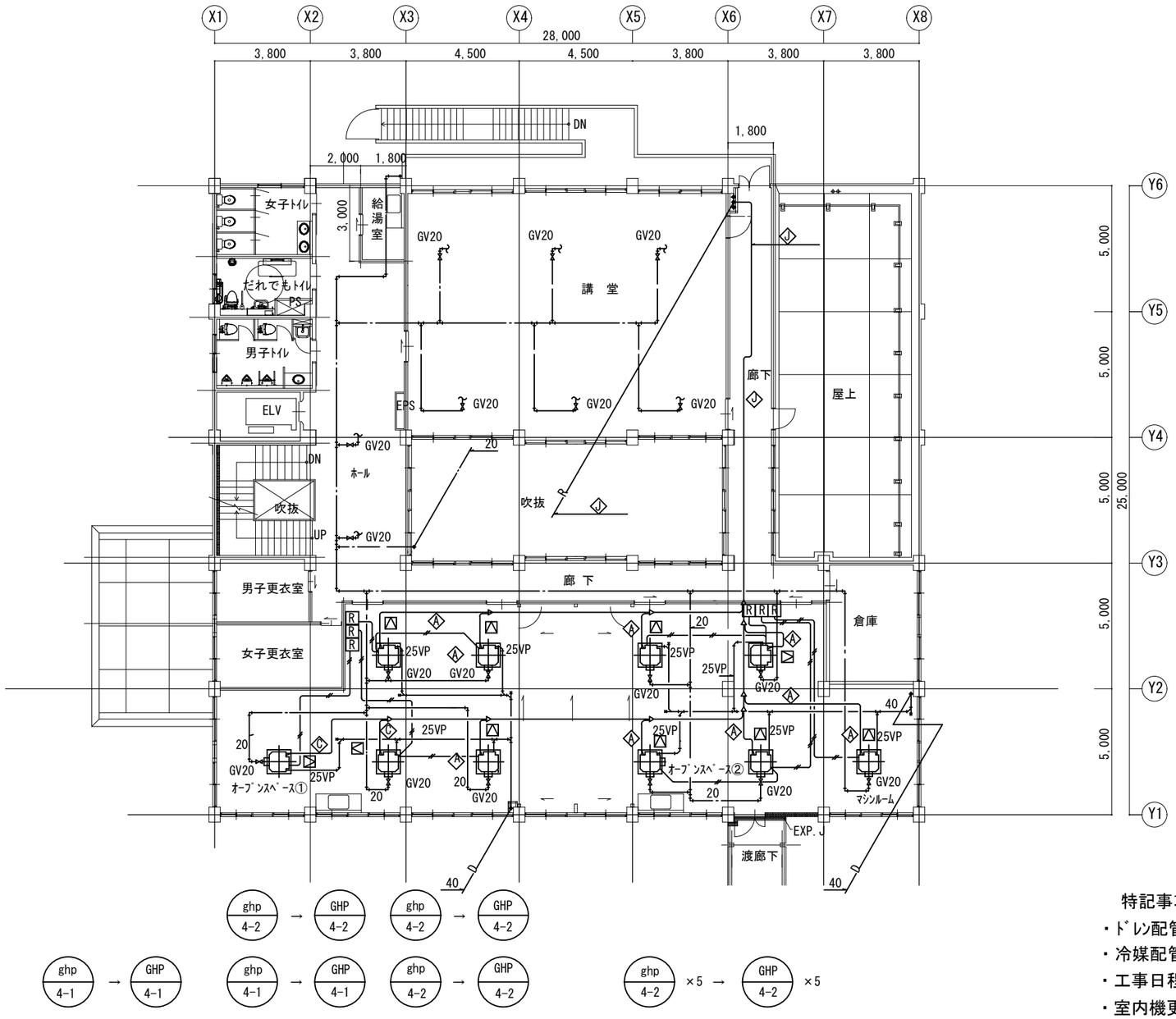

冷媒配管ｻｲｽﾞﾘｽﾄ		
記号	液管	ｶﾞｽ管
A	6.35φ	12.70φ
C	9.52φ	15.88φ
J	15.88φ	28.58φ
室内外渡り配線（既設再使用） EM-CEE1.25 -2C □（冷媒管共巻）		
電源配線：EM-CE5.5 -3C（G22） （既設再使用）		

凡例

- ―//― ﾘﾓｺﾝ配線（既設再使用）EM-CEE1.25 -2C
- R 手元ﾘﾓｺﾝ
- △ 新設天井点検口（450□）（下地開口補強）

特記事項

- ﾄﾞﾚﾝ配管は，配管洗浄のうえ，既設配管再使用とする。
- 冷媒配管及びﾄﾞﾚﾝ配管は，機器周囲を接続位置に応じて更新し以降は既設再使用とする。
- 工事日程については，施設運営に支障が生じないよう協議のうえ，作業を行うこと。
- 室内機更新に伴い，加湿給水管は切り離し，ﾊﾞﾙﾌﾞ箇所でﾌﾟﾗｸﾞ止めとする。
- 室内機の設置にあたり，耐震振れ止め金具を設置すること。

（本館）空調2階平面図　S=1/200

令和7年度	令和8年3月	調布市総務部営繕課	調布市こころの健康支援センター 空調更新工事	（本館） 空調2階平面図	S=1/200	M-11

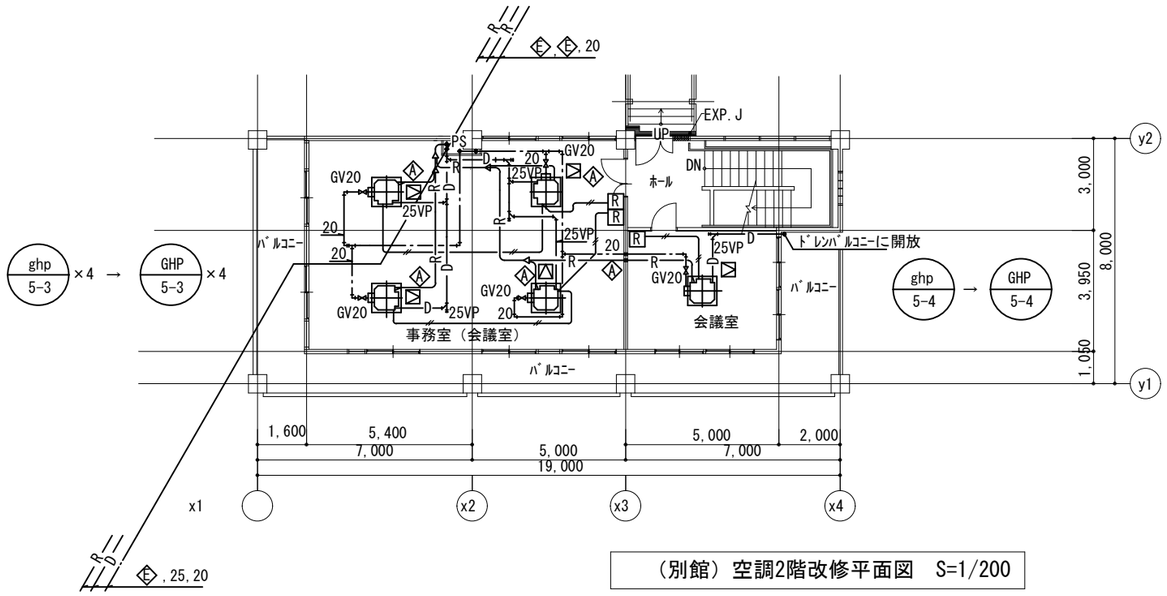

（別館）空調2階改修平面図　S=1/200

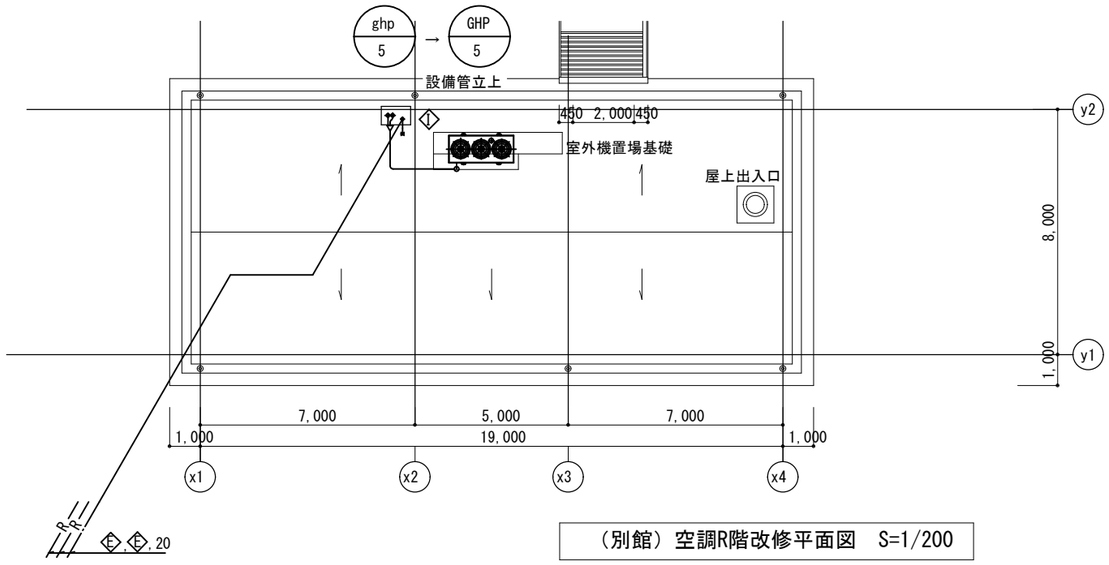

（別館）空調R階改修平面図　S=1/200

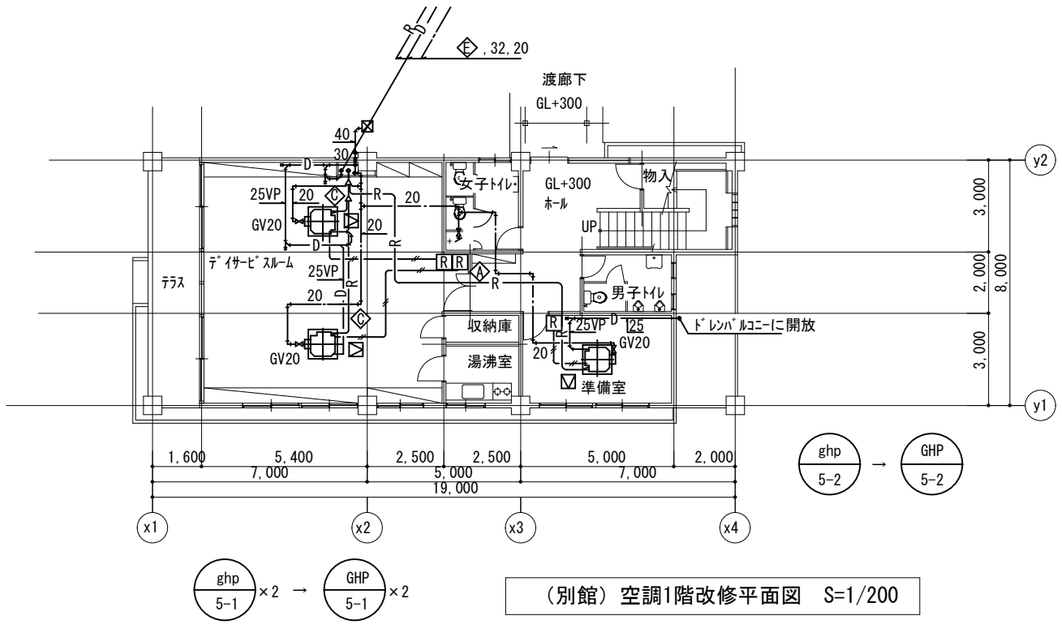

（別館）空調1階改修平面図　S=1/200

特記事項

・ﾄﾞﾚﾝ配管は，配管洗浄のうえ，既設配管再使用とする。
・冷媒配管及びﾄﾞﾚﾝ配管は，機器周囲を接続位置に応じて更新し以降は既設再使用とする。
・工事日程については，施設運営に支障が生じないよう協議のうえ，作業を行うこと。
・室内機更新に伴い，加湿給水管は切り離し，ﾊﾞﾙﾌﾞ箇所でﾌﾟﾗｸﾞ止めとする。
・室内機の設置にあたり，耐震振れ止め金具を設置すること。

凡例

- ﾘﾓｺﾝ配線（既設再使用）EM-CEE1.25 -2C □
- R　手元ﾘﾓｺﾝ
- 新設天井点検口（450□）（下地開口補強）

冷媒配管ｻｲｽﾞﾘｽﾄ		
記号	液管	ｶﾞｽ管
A	6.35φ	12.70φ
C	9.52φ	15.88φ
E	12.70φ	19.05φ
I	12.70φ	28.58φ
室内外渡り配線（既設再使用）EM-CEE1.25 -2C □（冷媒管共巻）		
電源配線：EM-CE5.5 -3C（G22）（既設再使用）		

令和7年度	令和8年3月	調布市総務部営繕課	調布市こころの健康支援センター 空調更新工事	（別館） 空調1.2.R階平面図	S=1/200	M-12